

令和6年度 指定居宅サービス事業者等 集団指導



大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 居宅グループ

次第

1. ご挨拶 大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長
2. 介護保険の理念
3. 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の内容等
4. 処遇改善加算
5. 居宅サービス事業者の講ずべきハラスメント対策
6. 介護ロボット導入支援事業
7. 生活保護法に基づく介護
8. 高齢者虐待防止
9. ヤングケアラー支援
10. 介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱い
11. 社会福祉施設等の感染対策
12. 人生会議等

1 介護保険の理念(介護保険法第2条)

提供するサービスが要介護状態の軽減・悪化の防止又は予防に役立つものであること。

利用者の受けるサービスは、利用者の選択に基づき、多様な事業者等から総合的・効率的に行われるものであること。

事業者が提供するサービスの内容及び水準は、可能な限り、利用者の居宅において自らの能力に応じ、自立した日常生活を送れるように配慮されなければならないこと。



各事業者の皆様が、介護保険関係法令を遵守していただくことが重要です。(例:厚生労働省令・大阪府条例)

2 利用者本位のサービス提供

利用者と事業者の対等
な立場の構築

利用者の立場の理解

利用者の立場に立った
サービス提供



利用者本位の
サービス提供